

かがわエネルギー産業フォーラム規約

(名称)

第一条 本会は、「かがわエネルギー産業フォーラム」(以下「フォーラム」という。)と称する。

(目的)

第二条 香川県において今後も成長が見込まれる「エネルギー関連分野」の関連産業を育成するとともに、技術開発を支援することを目的とする。

(事業)

第三条 フォーラムは次の事業を行う。

- 1 エネルギー産業に関するシンポジウム・セミナー等の開催
- 2 関係する産学官のネットワークの形成
- 3 会員相互の交流及び情報交換
- 4 その他フォーラムの目的を達するために必要な事業

(会員等)

第四条 フォーラムの会員は次のとおりとする。

- 1 エネルギー産業に関心のある企業・個人
- 2 個人会員は、研究機関等の研究者・従事者とする。

(役員等)

第五条 フォーラムには次の役員をおく。

- 1 会長
 - 2 副会長
- 二 会長はフォーラムを総理し、代表する。
- 三 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(入会)

第六条 フォーラムに入会を希望するものは、別に定める申込書を会長に提出するものとする。

(退会)

第七条 会員は別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(会費)

第八条 会費は無料とする。

(庶務)

第九条 フォーラムの庶務は、香川県商工労働部産業政策課で行う。

附則

この規約は、平成25年9月30日から適用する。

附則

この規約は、令和5年4月1日から適用する。